別添6 和牛肉インバウンド需要拡大支援事業

第1 事業実施主体

この事業の実施主体は、一般社団法人日本畜産物輸出促進協会とする。

第2 定義

1 和牛

黒毛和種、褐毛和種、無角和種及び日本短角種の4品種並びにそれ らの品種間の交雑種

2 和牛肉和牛に由来する肉

第3 事業の内容

事業実施主体は、和牛肉の需要拡大を図り、もって食肉需給状況の改善と中長期的な牛肉輸出の拡大に資するため、次に掲げる事業を行うものとする。

1 国内外でのインバウンド和牛肉消費機会の創出 インバウンド(訪日外国人観光客等)の日本国内外における和牛肉消費を 拡大するための国内外レストラン等へのアクセスを容易にするプラットフォー ム等の環境整備や和牛肉消費の機会を創出するための広報宣伝等

2 推進指導

1の事業の円滑な推進を図るために必要な会議の開催、調査・指導等

第4 事業の実施

1 事業の委託

事業実施主体は、第3の1の事業の一部を理事長が適当と認める団体 等に委託して実施することができるものとし、この場合は、委託契約を 締結するものとする

2 対象経費

対象となる経費は別表のとおりとする。

3 後援名義

事業実施主体は、この事業により広告宣伝資材等を作成した場合には、原則として事業名及び独立行政法人農畜産業振興機構後援名義を付すものとする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和6年度及び令和7年度とする。

5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 事業実施主体は、「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む) における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」 (令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環 境バイオマス政策課長通知)に基づき、第6の1の交付申請時に「環境 負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取 組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、「民間 事業者・自治体等向け」のチェックシートを理事長に提出するものとす る。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第3の事業を実施するのに要する経費につき、補助するものとする。

第6 補助金の交付手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める日までに、別紙様式第1号の和牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大支援事業)補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を理事長に提出するものとする。

2 補助金の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第2号の和牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大支援事業)補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- 3 補助金の概算払
 - (1)理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
 - (2)事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別

紙様式第3号の和牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大支援事業)補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第7 事業の実績報告

事業実施主体は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の和牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大支援事業)実績報告書(以下「事業実績報告書」という。)を理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、理事長に対して第6の1の交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りでない。
- 2 事業実施主体は、1 のただし書により申請をした場合において、第 7 に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1 のただし書により申請をした場合において、第 7 に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第 5 号の和牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大支援事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2 の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構

に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 事業の推進指導

- 1 機構は、事業実施主体に対し、事業の適切な実施を確認するために必要な報告を求めることができるものとする。
- 2 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体との連携 に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第10 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理については、他の経理と明確に 区分するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を 整備して保管するものとし、機構はその開示を求めることができるも のとする。また、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起 算して5年間とする。
- 2 1に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁 的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によるこ とができる。

第11 調査及び報告

機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて事業実施主体に対し立入調査し、又は報告を求めることができるものとする。なお、事業実施主体は、正当な理由なくこれを拒んではならないものとする。

第12 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な 事項を定めることができるものとする。

別表

77.20		
事業の種類	補助対象経費	補助率
1 国内外でのイン	インバウンド(訪日外国人観光客	定額
バウンド和牛肉消費	等)の国内外における和牛肉消費を	
機会の創出	拡大するための国内外レストラン等	
	へのアクセスを容易にするプラット	
	フォーム等の環境整備や和牛肉消費	
	の機会を創出するための広報宣伝等	
	に必要な経費	
2 推進指導	事業実施主体が本事業の円滑な推進	定額
	のために行う指導、調査等に要する	
	経費	

別紙様式第1号

令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大支援事業) 補助金交付申請書

> 番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団 体 名代表者氏名

令和 年度において、和牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大 支援事業)を下記のとおり実施したいので、和牛肉需要拡大緊急対策事業実施要綱別 添6の第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添え て申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容 別紙「和牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大支援事業) 実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

		負 担	区分	
区分	事業費	機構	その他	備考
		補助金	()	
 国内外でのインバウンド和牛肉消費機会の創出 推進指導 	円	円	円	
合 計				

- 4 事業開始及び完了予定年月 令和 年 月 ~ 令和 年 月
- 5 添付書類
- (1) 定款
- (2) 最近時点の事業 (業務) 報告書及び事業 (業務) 計画書

(注)添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙

和牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大支援事業)実施計 画書

(単位:円)

1 国内外でのインバウンド和牛肉消費機会の創出

事業内容	事業費	負担	区分	備考	
3.70.71	1.7/624	機構補助金	その他	VIII 3	
合 計					

- 注:1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、和牛肉需要拡大計画等を記載すること。
 - 2 備考欄には、積算基礎等を記載すること。

2 推進指導 (単位:円)

				1 1 1 1 1 1	
事業内容	事業費	負担[区分	備考	
3.70.13.6	1.763	機構補助金	その他	VIII 3	
合 計					

- 注:1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして具体的に記述すること
 - 2 備考欄には、積算基礎等を記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大支援事業) 補助金交付変更承認申請書

> 番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団 体 名代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定の あった和牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大支援事業)につい て、下記の理由により変更したいので承認されたく、和牛肉需要拡大緊急対策事業実 施要綱別添6の第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分
- 4 事業開始及び完了予定年月
- (注) 別紙様式第1号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容 及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記し、変更前 を()書で記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大支援事業) 補助金概算払請求書

> 番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団 体 名代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった和 牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大支援事業)補助金について、 下記のとおり金 円を概算払により支払われたく、和牛肉需要拡大緊急対策 事業実施要綱別添6の第6の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区	交付	決定		業遂行状》 年 月 日		既概算払	今回	備考
分	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金	事業費 出来高	受領額	概算払 請求額	
1 国内外での インバウンド 和牛肉消費機 会の創出	円	円	円	円	%	円	H	
2 推進指導								
合 計								

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が 明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先

○○銀行 ○○支店 ○○預金 口座番号○○○○ 口座名義○○○○

別紙様式第4号

令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大支援事業)実績報告書

番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団 体 名代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定 のあった和牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大支援 事業)について、下記のとおり実施したので、和牛肉需要拡大緊急対策事業実 施要綱別添6の第7の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額

円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

様式は、別紙様式第1号の別紙の「和牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大支援事業)実施計画書」に準じるものとする。

3 補助金に係る精算額

	交付	決定		事業実績	既概算払	差引精算		
区分	事業費①	機構 補助金 ②	事業費	機構 補助金 ④	その他 () ⑤	 受領額⑥	払請求額 ⑦=④-⑥	
1 国内外で	円	円	円	円	円	円	円	
のインバウ								
ンド和牛肉								
消費機会の								
創出								
2 推進指導								
合 計								

4 事業開始及び完了年月日

令和 年 月 日~令和 年 月 日

5 振込先

○○銀行 ○○支店 ○○預金 口座番号○○○○□座名義○○○○

別紙様式第5号

令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大支援事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所団 体 名代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機 号で補助金の交付決定のあった和牛肉需要拡大緊急対策事業(和牛肉インバウンド需要拡大支援事業)補助金について、和牛肉需要拡大緊急対策事業実施要綱別添6の第8の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 します。(返還がある場合、記載すること))

円を返還

記

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額(令和○年○月○日付け○農畜機第○○号による補助金額の確定通知額)

金

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金

4 補助金返還相当額(3-2)

金

注: 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し (税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・ 消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特

定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

注: 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告 予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

注: 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における 消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料